

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 海外展開事業化可能性調査費補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「機構」という。）は、中小企業者等の事業展開を拡大し、もって地域産業の振興及び雇用の拡大に資するため、海外展開を検討する浜松市内（以下「市内」という。）の中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）又は市内に本社機能を有する中小企業者2者以上の者で組織された共同体であること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 市内に本社等の事業所を残し、海外展開を図る計画を有すること
- (5) 海外販路開拓又は海外拠点設立を検討するものであること
- (6) 当該年度に本補助金の交付決定を受けていないこと
- (7) 反社会的勢力に関わる企業でないこと

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた事業可能性調査とし、次の各号の要件を全て満たす事業とする。

(1) 調査

補助対象者が検討する海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた計画の実現可能性や採算性などを多角的に調査するもの

(2) 事業計画の作成

前号に規定する調査結果を基に海外展開に関する事業計画を作成するもの

(補助対象外事業)

第4条 補助金の交付対象外とする事業（以下「補助対象外事業」という。）は、次の各号に規定する事業とする。

- (1) 海外展開に関係のない事業
- (2) 海外販路開拓に向けた調査及び事業計画の作成においては、事業可能性調査ではなく単に販売促進又は営業を目的とした事業
- (3) 海外拠点設立に向けた調査及び事業計画の作成においては、海外拠点の設立準備等に関する事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 法令に違反する事業
- (6) その他補助金を支出する上で、社会通念上、不適切と判断される事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に規定する経費とする。

- (1) 国内外において実施する調査委託費用
 - (2) 専門家への相談費用
 - (3) 前2号に規定する調査・相談に係る通訳・翻訳費用
- 2 前項の規定にかかわらず専門家による海外渡航費のみの申請、通信運搬費、各種税金及び振込手数料等は補助対象外とする。
- 3 交付申請を行う補助対象事業について、国・地方公共団体等が交付する別の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を本補助金の交付額から控除する。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、500千円を限度とする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付決定の日からその日が属する年度の2月末日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、機構が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 定款の写し、履歴事項全部証明書、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
- (2) 直近2期分の決算書
- (3) 市納税証明書
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

- (5) 補助対象経費の見積書等の写し
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める書類
- 2 共同体で申請する場合は、申請者のうち1者を当該共同体の代表者として指定しなければならない。代表者は、共同体を構成する他の申請者を代表し、本補助金の申請、報告、請求及び受領に関する手続きについて、その一切の事務を担うものとする。

（交付の決定）

第9条 機構は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、審査委員会が補助金を交付すべきであると認めたときは、当該申請者に対して補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 機構は前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

（交付の条件）

第10条 機構は、補助金の交付決定をする場合は、補助金の交付決定を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、次の号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ機構の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の20%以下の変更を除く。）
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用しないこと。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業に基づく事業化の状況、売上げ等の経営状況について、補助金の交付を受けた年度終了後3年間にわたり、毎年1回、機構に報告すること。
- (4) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (5) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、事故報告書（第4号様式）により、速やかに機構に報告してその指示を受けること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

（変更の交付申請）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第5号様式）をその他必要書類と併せて機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認め

た場合において、交付決定金額に変更が生じるときは、変更交付決定通知書（第6号様式）を、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第7号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第8号様式）をその他必要書類と併せて機構に提出しなければならない。

（交付の確定）

第13条 機構は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第9号様式）を補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

（請求の手続き）

第14条 補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に補助金請求書（第10号様式）を機構に提出し、補助金を請求しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。